【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成23年6月6日

【会社名】 株式会社物語コーポレーション

【英訳名】The Monogatari Corporation【代表者の役職氏名】代表取締役社長 小林 佳雄

【本店の所在の場所】 愛知県豊橋市西岩田五丁目 7 番地の11

【電話番号】 0532 - 63 - 8001 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部本部長 高山 和永 【最寄りの連絡場所】 愛知県豊橋市西岩田五丁目7番地の11

【電話番号】 0532 - 63 - 8001 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部本部長 高山 和永

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 一般募集 851,500,000円

引受人の買取引受けによる売出し 125,013,600円

オーバーアロットメントによる売出し 154,183,440円

(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証 券届出書において「発行価額」という。)の総額 であり、平成23年5月27日(金)現在の株式会社 東京証券取引所における当社普通株式の終値を基 準として算出した見込額であります。

> ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額に て買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額 (発行価格)で一般募集を行うため、一般募集に おける発行価格の総額は上記の金額とは異なりま す。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成23年5月 27日(金)現在の株式会社東京証券取引所におけ る当社普通株式の終値を基準として算出した見込 額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容		
普通株式	650,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社 における標準となる株式 単元株式数 100株		

- (注)1 平成23年6月6日(月)開催の取締役会決議によります。
 - 2 本「1 新規発行株式」及び後記「2 株式募集の方法及び条件」に記載の募集(以下、「一般募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び後記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、111,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
 - オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
 - 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その 内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
 - 4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成23年6月14日(火)から平成23年6月17日(金)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	ı	•	-
その他の者に対する割当	ı	•	-
一般募集	650,000株	851,500,000	425,750,000
計 (総発行株式)	650,000株	851,500,000	425,750,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
 - 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
 - 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
 - 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成23年5月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額 (円)	資本組 入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証 拠金 (円)	払込期日
未)1、実決式引にはつに乗未のの値のの日ののでは、1、1、1ののでは、1ののでは、1ののでは、1ののでは、1ののでは、1ののでは、1ののでは、1ののでは、1ののでは、1ののでは、1ののでは、1ののでは	未定 (注) 1、2	未定 (注)1	100株	自 平成23年6月20日(月)至 平成23年6月21日(火)(注)3	1 株につ 格 代 の 金額	平成23年 6 月24日(金)

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成23年6月14日(火)から平成23年6月17日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「2 株式募集の方法及び条件(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.monogatari.co.jp/)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成23年6月13日(月)から平成23年6月17日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成23年6月14日(火)から平成23年6月17日(金)までを予定しております。したがいまして、

発行価格等決定日が平成23年6月14日(火)の場合、申込期間は「自 平成23年6月15日(水) 至 平成23年6月16日(木)」

発行価格等決定日が平成23年6月15日(水)の場合、申込期間は「自 平成23年6月16日(木) 至 平成23年6月17日(金)」

発行価格等決定日が平成23年6月16日(木)の場合、申込期間は「自 平成23年6月17日(金) 至 平成23年6月20日(月)」

発行価格等決定日が平成23年6月17日(金)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意下さい。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、平成23年6月27日(月)となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3)【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先である金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地		
株式会社三菱東京UFJ銀行 豊橋支店	愛知県豊橋市駅前大通三丁目63番地		

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券キャピタル・マー ケッツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	520,000株	1.買取引受けによります。 2.引受人は新株式払込金と して、払込期日に払込取 扱場所へ発行価額と同額
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	97,500株	を払込むことといたします。 3.引受手数料は支払われません。ただし、一般募集に
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号	32,500株	おける価額(発行価格) と発行価額との差額は引 受人の手取金となりま す。
計	-	650,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
851,500,000	12,000,000	839,500,000	

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
 - 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成23年5月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額839,500,000円については、全額を平成24年5月までに新規出店のための設備投資資金に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成23年6月14日(火)から平成23年6月17日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称		
			愛知県豊橋市 小林 佳雄	25,000株	
			愛知県豊橋市 高山 和永	20,000株	
普通株式	90,000株	125,013,600	愛知県岡崎市 岩崎 昭彦	20,000株	
			愛知県豊川市 梅岡 義央	15,000株	
			愛知県豊橋市 高橋 康忠	10,000株	

(注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券キャピタル・マーケッツ 株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4 売出価額の総額は、平成23年5月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約の 内容
(注) 1、2 (注) 1、2 (注) 1、2 (注) 4格株 (注) 4格株 (注) 4名株 (注) 4名株 (注) 4名 (注) 4名 (注) 4名 (注) 4名 (注) 4名 (注) 6 (注) 6 (注) 6 (注) 7 (注) 7 (注) 8 (注)	未定 (注) 1、2	自 平成23年 6月20日(月) 至 平成23年 6月21日(火) (注)3	100株	1 株に出同の価ー の金額	右品及び売品の国際者の大きのでは、一般業の大きの大きの大きの大きの大きのは、一般では、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きの	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券キャピタル・社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村 屋市中村区名駅 日本 日 下番1号 下十号 東京都 日 7番1号 東東東京証券株式会社	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成23年6月14日(火)から平成23年6月17日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.monogatari.co.jp/)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件」において決定される申 込期間と同一といたします。
- 4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	72,000株
野村證券株式会社	13,500株
東海東京証券株式会社	4,500株

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当いたします。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、平成23年6月27日(月)となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	111,000株	154,183,440	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、111,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.monogatari.co.jp/)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成23年5月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1	自 平成23年 6月20日(月) 至 平成23年 6月21日(火) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券キャピタル・ マーケッツ株式会社及び その委託販売先金融商品 取引業者の本店及び国内 各支店	-	-

- (注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。
 - 2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
 - 3 申込証拠金には、利息をつけません。
 - 4 株式の受渡期日は、平成23年6月27日(月)となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、111,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)終了日の翌日から平成23年6月27日(月)までの間を行使期間として、当社株主より付与される予定であります。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成23年6月27日(月)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行う予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成23年6月14日(火)の場合、「平成23年6月17日(金)から平成23年6月27日 (月)までの間」

発行価格等決定日が平成23年6月15日(水)の場合、「平成23年6月18日(土)から平成23年6月27日 (月)までの間」

発行価格等決定日が平成23年6月16日(木)の場合、「平成23年6月21日(火)から平成23年6月27日 (月)までの間」

発行価格等決定日が平成23年6月17日(金)の場合、「平成23年6月22日(水)から平成23年6月27日 (月)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である小林佳雄、高山和永、岩崎昭彦、梅岡義央及び高橋康忠は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)について、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換される証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社に対し、ロックアップ期間中について、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換される証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。



・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.monogatari.co.jp/)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

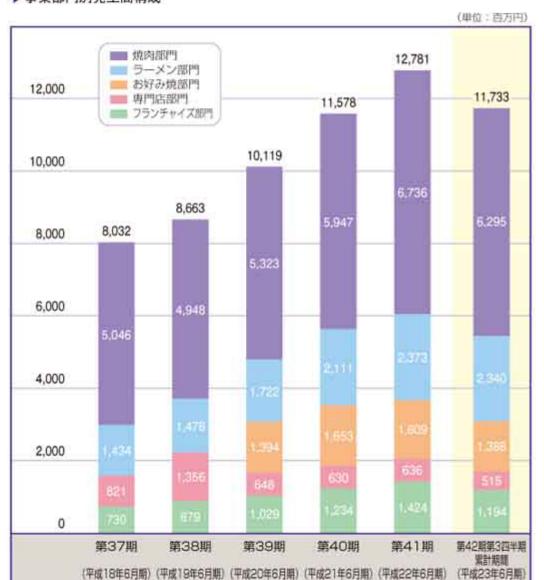
・表紙の次に、「1.事業の概況」から「4.店舗の状況」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。 詳細は、本文の該当ページをご覧下さい。

1. 事業の概況

当社はレストランチェーンの直営による経営並びにフランチャイズ・チェーン展開を主な事業 内容としております。

▶事業部門別売上高構成



(注) 1 売上高には消費収等は含まれておりません。2 第39期より「大阪梅田が好み焼本舗」の店舗数の環如により、専門店部門より分離し「お好み焼部門」を新設しております。3 第41班より事業部門の名称の一部を変更し、従来は「中華部門」としていたものを「ラーメン部門」に変更しております。

2. 業績等の推移

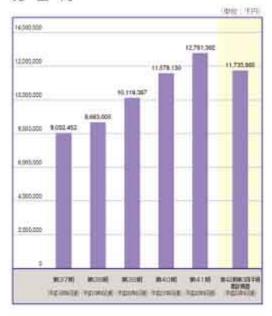
▶主要な経営指標等の推移

III ×		#137##	第36章	#830#F	第45期	第41期	
2 E F N		平成18年6年	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月	7 1222 6 A	₩£23¥6#
売 上 高	(千円)	8,032,452	8,663,005	10,119,397	11,578,130	12,781,392	11,733,865
経 常 利 益	(千円)	393,785	528,928	729.845	895,277	1,001,960	1.075,560
出席(四手期)時刊品又 立由明報組夫(A)	(千円)	△77,749	109.051	420,377	453,844	506,765	519,315
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	=	-	=	-	-
資 本 全	(千円)	197,650	257,510	407,450	412,700	712,540	729,196
祭 行 清 株 式 精 数	(88)	257,300	273,700	1,220,100	1,230,600	1,403,500	4,273,482
跨 资 是 额	(千円)	303,972	531,830	1,235,079	1,526,333	2,662,590	3,137,644
括 資 産 額	(千円)	5.165.591	5.900,943	6.340,159	7,181,968	8.057,255	8.368.315
1枝当たり終資産額	(円)	1,177.77	1,939.71	1,012.80	1,321,37	1,897.19	733.24
1 株 当 た リ 配 田 額 (内、1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	50 (++)	40 (-)	45 (20)	50 (25)	9
1株当たり出期 (四半期) 頼利益又は 1株当たり当期終損失(ム)	(円)	△312.66	422.13	396.11	371.61	410.27	122.31
自在技术国際語(技術大川海斯 五年期 技术社	(円)	-	=	372.93	365.83	402.60	121.29
自己資本比率	(%)	5.8	8.9	19,4	22.6	33.0	37.4
自己資本利益事	(562	-	26.1	47.5	31.7	23.6	1.000
移 循 収 益 率	(倍)	-	=	4.3	7.2	7.7	-
配当性向	(%)	===	11.8	10.0	12.1	12.1	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(壬円)	494,450	692,184	943,345	1,253,810	914,487	1,366,431
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△273,620	△643,225	△658.854	△772,411	△1,013,873	△684,261
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△33,521	240,510	△146,785	△235,980	480,444	△727,022
現金及び理全国等物の歴末(四年歴末) 核高	(千円)	815,327	1,104,797	1,242,502	1,487,920	1,868,979	1.824.127
従 業 員 数 【他、平均臨時雇用者数】	(8)	241 (569)	262 708	300 (780)	333 (916)	379 [1,045]	378 (1,301)

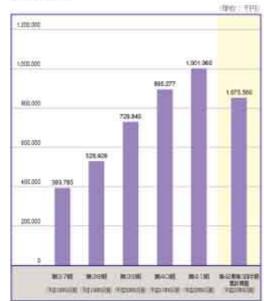
- (注) 1 当社は、提発財務課表を作成しておりませんので、運動会計年費に係る主要な経営担保等の推移については、記載しておりません。
 - 2 元上高には消費税等は含まれておりません。
 - 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 - 4 菌在株式調整後1株当たり当期終利益については、第37期においては、新株子約権及び新株引受権付社債の新株引受権の残酷 はありますが、退社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期発展失さあるため記載しており ません。第3日間においては、新株子約権及び新株引受権付社債の新株引受権の務高はありますが、当社株式は非上場であり、 期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 - 5 自己資本利益率については第37時については、当時和損失となったため配載しておりません。
 - 6 第3日期以前の株価収益率については、当社株式は非上場であり、株価が把握できませんので記載しておりません。
 - 7 第37時の世頃純損失は主に、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。
 - 8 当社は中成19年9月13日付で株式1株につき3株の株式分割、平成22年12月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。また、公募賠償により、平成20年3月25日付で132,000株、平成22年6月24日付で160,000株発行しております。



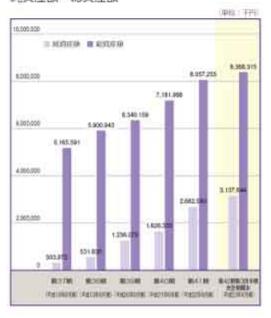
売上高



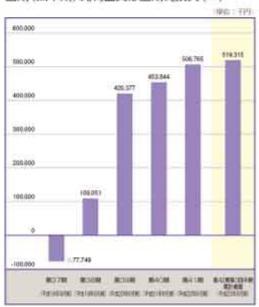
経常利益



純資産額·総資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



3. 事業の内容

当社はレストランチェーンの直営による経営並びにフランチャイズ・チェーン展開を主な事業 内容としております。「お客様の心のリラックス」を経営目標に掲げ、お客様の「食」に対する 潜在的なニーズを開拓すべく「繁盛開発四原則」を用いて、日々お客様に新しい味、新しい食事 をご提供できるよう業態改善・開発に注力しております。

繁盛開発四原則とは、当社の日々の経営の中から生み出された、お客様にご満足いただける料理店開発の原則であります。

(1) 文化・季節性・土着性・専門性 ……… その時々、土地によって独特なもの

(2) オリジナリティ ………… 珍しいもの、希少価値

(3) システム ………… 分かりやすく紹介すること

(4) 市場性 ----- 手軽にご提供すること

① 焼肉部門 ●画営 ■フランチャイズ・チェーン展覧

焼肉部門は、平成7年12月に焼肉業態1号店として開店しました「焼肉一番カルビ」を始め、 「焼肉一番かるび」・「焼肉きんぐ」の3業態を展開しております。

焼肉一番カルビ





ボップなデザインを取り込んだ囚禁作の等ファミリー層を中心に連 得する為の仕組みを譲ら込んだ死外型中大型境内店であります。 査営店1店舗、FC店5店舗。



焼肉一番かるび





和風の落ち着いた雰囲気を演出しながら、ファミリー層だけでなく。 サラリーマンや名書屋にも利用していただける業務であります。 適関語9四線、FCE9部線。



焼肉きんぐ





テーブルバイキング方式(お客で注文する食べ放開システム)を採用し、より多くのお客様に満足していただけることを目的とした関 態でおります。

直常区37四梯。FC出10四梯。



(平成23年3月31日晩在)

② ラーメン部門

●直営 ■フランチャイズ・チェーン展開

ラーメン部門は「丸源ラーメン」・「二代目丸源」の2業態を展開しております。

丸源ラーメン ●■





ラーメン専門店として最板商品「肉そば」 を始め、各種ラーメンを購入からファミ リー確定で幅広いお客様にお食事してい ただける薬艇であります。

直觉医3 B店舗、FCE53店舗。



二代目丸源 • ■





ラーメン専門店として山路りのキャベツ をトッピングした名物商品「きゃべとん」 を始め、各種ラーメンを個人からファミ リー層まで幅広いお客様にお食事してい ただける業態であります。

直居在6店舗、FC店3店舗



(平成23年3月31日開在)

③ お好み焼部門

●面営 ■フランチャイズ・チェーン展開

お好み焼部門は「大阪梅田お好み焼本舗」の1業態を展開しております。

大阪梅田お好み焼本舗





搬師のだしとかす玉 (模玉) が入ったお 好み娘をメインに、もんじゃ娘や鉄板焼 メニューも豊富に取り揃え、楽しくお食 事をしていただける果態であります。 直层店17店舗。FC店27店舗。



平成23年3月31日開在

④ 専門店部門

・直営

専門店部門は「魚貝三昧げん屋」・「しゃぶしゃぶ海鮮源氏総本店」の2業態を展開しております。

魚貝三昧げん屋 •





何の食材や珍しい食材等を仕入れ、食材 品質及び調理法にこだわりを持って、法 人等の接待・宴会需要まで幅広く対応し ております。

自然201日課



しゃぶしゃぶ海鮮源氏総本店





しゃぶしゃぶとお刺身等の海鮮料理を相 か合わせ、 豊富な南部パリエーションを 実現した和食ファミリーダイニングであ **シます。法事産事・忠新年会等資金需要** にも対抗できます。

直常62克頭



(平成23年3月31日現在)

⑤ フランチャイズ部門

焼肉部門、ラーメン部門及びお好ち焼部門が業態からち、以下の業態かフランチャイズ、チェーン開閉をしており、ノウハウ の提供等の対価としてブランチャイジー及びサブフランチャイザーよりロイヤルティ収入等を得ております。

焼肉部門 : 焼肉一番カルビ | 焼肉一番かるひ | 「焼肉きんぐ」

ラーメン部門:「丸源ラーメン」-「二代目丸源」 **志好亦焼煎門:「大阪梅田お好み焼本舗**」









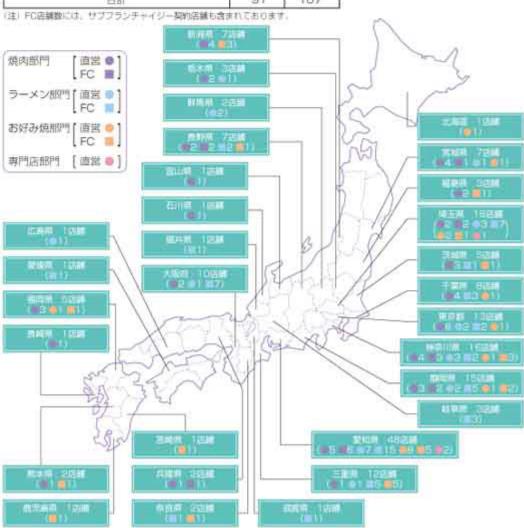




4. 店舗の状況

各業態の店舗数は以下のとおりであります。 (平成23年3月31日現在)

8889	業態名	画堂	FC
焼肉	焼肉一番カルビ	1	5
	規肉一番かるび	9	9
	規約きんぐ	37	10
ラーメン -	丸源ラーメン	18	53
	二代目丸源	6	3
お好み焼 大阪梅田お好み焼本舗		17	27
man.	魚貝三味げん屋	1	_
哥門店	しゃぶしゃぶ海難源氏既本店	2	
	合計	91	107



・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【株価、PER及び株式売買高の推移】

平成20年6月2日から平成22年3月31日までの株式会社ジャスダック証券取引所(現株式会社大阪証券取引所)における当社普通株式の株価、PER及び株式売買高の推移(週単位)、平成22年4月1日から平成22年6月24日までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の株価、PER及び株式売買高の推移(週単位)並びに平成22年6月25日から平成23年5月27日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、PER及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

株式会社ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日付で、株式会社大阪証券取引所を存続会社とする吸収合併により株式会社大阪証券取引所に統合されております。



- (注)1、・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。
 - ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。
 - 2 PERの算出は、以下の算式によります。

平成20年6月2日から平成20年6月30日については、平成20年2月21日提出の有価証券届出書の平成19年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除した数値を使用(平成19年9月13日付で株式1株を3株とする株式分割を行っているため)。

平成20年7月1日から平成21年6月30日については、平成20年6月期有価証券報告書の平成20年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成21年7月1日から平成22年6月30日については、平成21年6月期有価証券報告書の平成21年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成22年7月1日から平成22年11月25日については、平成22年6月期有価証券報告書の平成22年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成22年11月26日から平成23年5月27日については、平成22年6月期有価証券報告書の平成22年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除した数値を使用(平成22年12月1日付で株式1株を3株とする株式分割を行っているため)。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成22年12月6日から平成23年5月27日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出は以下のとおりです。

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等の保有 割合(%)
小林 雄祐	平成22年12月1日	平成23年 2 月21日	変更報告書	586,800	13.78
小林 雄祐	-	平成23年 2 月21日	訂正報告書 (注)1	-	-

- (注) 1 当該訂正報告書は、平成23年2月21日付で提出された変更報告書の記載内容の訂正のために提出されたものであります。
 - 2 上記大量保有報告書等は関東財務局及び東海財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成23年6月6日)現在、以下のとおりとなっております。

東			投資予定額		次合钿法士	着手及び完了予定年月		完成後の増
事業所名(所在地)	部門	設備の内容	総額 (千円)			着手	完了	加能力
焼肉きんぐ (福岡市南区)	焼肉	店舗設備	116,617	56,362	増資資金及 び借入金	平成23年5月	平成23年7月	158席
焼肉きんぐ (岐阜県岐阜市)	焼肉	店舗設備	90,295	5,750	自己資金及 び借入金	平成23年4月	平成23年7月	124席
丸源ラーメン (岐阜県岐阜市)	ラーメン	店舗設備	86,255	2,611	増資資金及 び借入金	平成23年8月	平成23年10月	102席
平成24年5月までに 出店予定の17店舗	-	店舗設備	1,580,000	9,600	増資資金及 び借入金	平成23年7月	平成24年5月	未定
製麺工場(仮称) (愛知県小牧市)	-	製麺工場	165,000	12,365	自己資金及 び借入金	平成23年3月	平成23年6月	未定 (注3)
合計	-	-	2,038,167	86,689	-	-	-	-

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 上記の金額には、無形固定資産、長期前払費用及び差入保証金を含んでおります。
 - 3 当該工場については、当面の期間は試験的な稼動を予定しております。したがって、完成後の増加能力を未定としております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日(平成22年9月22日)以後、本有価証券届出書提出日(平成23年6月6日)までの間において、以下の臨時報告書を平成22年9月24日に提出しております。 その内容は以下のとおりとなっております。

1 提出理由

平成22年9月22日開催の当社第41期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成22年9月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項 当社普通株式1株につき金25円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、小林佳雄、高山和永、岩崎昭彦、梅岡義央、高橋康忠、岩崎敏也及び芝宮良之の7氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、須田晴雄氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、天城武治氏を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

第6号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

第7号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

第8号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	7,772	33	0	(注)1	可決(91.90%)
剰余金処分の件	7,772	00	0	(12)	1,7(01.00 %)
第2号議案					
取締役7名選任の件					
小林 佳雄	7,772	34	0		可決(91.90%)
高山 和永	7,773	33	0		可決(91.91%)
岩崎 昭彦	7,773	33	0	(注)2	可決(91.91%)
梅岡 義央	7,772	34	0		可決(91.90%)
高橋 康忠	7,772	34	0		可決(91.90%)
岩崎 敏也	7,770	36	0		可決(91.87%)
芝宮 良之	7,773	33	0		可決(91.91%)
第3号議案					
監査役1名選任の件	7,776	30	0	(注)2	可決(91.94%)
須田 晴雄					
第4号議案					
補欠監査役 1 名選任の件	7,774	32	0	(注)2	可決(91.92%)
天城 武治					
第5号議案	7.750	F.4		(; 	=T:t (04 000()
取締役の報酬額改定の件	7,752	54	0	(注)1	可決 (91.66%)
第6号議案					
取締役に対するストック・オプション報酬 額及び内容決定の件	7,752	54	0	(注)1	可決 (91.66%)
第 7 号議案					
ストック・オプションとして新株予約権を 発行する件	7,752	54	0	(注)3	可決(91.66%)
第8号議案	7,760	46	0	(注)1	可決(91.75%)
退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件	7,700	40	0	(エノ・	-J/X (81.73%)

- (注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の 3分の2以上の賛成であります。
 - (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載された資本金については、本有価証券届出書提出日(平成23年6月6日)までの間において次のとおり増加しております。

平成22年9月22日現在の資本金	増加額	平成23年6月6日現在の資本金	
(千円)	(千円)	(千円)	
719,290	17,194	736,485	

- (注) 1 増加額は新株予約権及び新株引受権の権利行使によるものであります。
 - 2 平成23年6月6日現在、行使期間内にある新株予約権の残高、1株当たりの払込金額及び資本組入額は次のとおりであります。

	新株予約権の目的となる 株式の数(株)	新株予約権の行使時の払 込金額(円)	資本組入額(円)
平成17年9月27日開催の株主総会決 議に基づくストック・オプション	17,100	623	623

4 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書(訂正報告書により訂正された内容を含み、以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成23年6月6日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成23年6月6日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成21年7月1日	平成22年9月22日
	(第41期)	至 平成22年6月30日	東海財務局長に提出
有価証券報告書の	事業年度	自 平成21年7月1日	平成22年9月27日
訂正報告書	(第41期)	至 平成22年6月30日	東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第42期 第3四半期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	平成23年5月13日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 株式会社物語コーポレーション(E03528) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年9月25日

株式会社物語コーポレーション 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 松岡

業務執行社員

松岡 正明

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 蛯原 新治

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社物語 コーポレーションの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・ フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社物語コーポレーションの平成21年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社物語コーポレーションが平成21年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月6日

株式会社物語コーポレーション 取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

松岡下明 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

蛯原新治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第41期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社物語コーポレーションの平成22年3 月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績 並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がす べての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.}四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年9月22日

株式会社物語コーポレーション 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

松岡 正明

指定有限責任社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 蛯

蛯原 新治

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社物語 コーポレーションの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・ フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社物語コーポレーションの平成22年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社物語コーポレーションが平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月6日

株式会社物語コーポレーション 取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

松岡正明 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

内山隆夫印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第42期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年7月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社物語コーポレーションの平成23年3 月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績 並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がす べての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.}四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。